

余市町アイヌ施策推進地域計画

令和2年6月30日認定

変更後	変更前
1～5 (略)	1～5 (略)
6 (2) 地域・産業振興事業 事業内容：4－3と同じ 事業期間：令和2年度～令和6年度(事業スケジュールを添付) 事業費： <u>46, 608</u> 千円	6 (2) 地域・産業振興事業 事業内容：4－3と同じ 事業期間：令和2年度～令和6年度(事業スケジュールを添付) 事業費： <u>46, 836</u> 千円
7～10 (略)	7～10 (略)

アイヌ施策推進地域計画

1 アイヌ施策推進地域計画の名称

余市町アイヌ施策推進地域計画

2 アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称

北海道余市町

3 アイヌ施策推進地域計画の目標

(1) 地域におけるアイヌ文化等の現状及び課題

余市町においては、町名である「余市（イオチ：蛇がいるところ、松浦武四郎はイウヲチ：温泉があるところ、寅卯（東北東）の風の名前であるとしている。）」、本町の象徴的存在であるシリパ岬の「シリパ（シリパ：山の頭）」、国指定史跡であるフゴッペ洞窟の「フゴッペ（フム・コイ・ベ：波音の場所）」、よいち水産博物館のあるモイレ山の「モイレ（静かな（水面）、ゆったりと流れる）」など、アイヌ語に由来する地名が多く残されている。

また、江戸時代初頭のアイヌ民族の地域統一においては、余市アイヌの八郎右衛門は、ここを拠点として北方との密接な交流をしていた。

江戸時代の後半には、余市川河口に500人に及ぶアイヌの人々が生活し、運上家で行われる仕事や年間行事などに多く従事していた。運上家はヨイチ場所を請け負い、商人がアイヌの人々と交易を行っていた。江戸時代後半から明治時代までヨイチ場所の請負人であった商人の竹屋林家に残されていた古文書からは、道南地方から多くの和人がニシン漁の出稼ぎとしてこの地に移住してきたことや、当地のアイヌ文化について詳細な記録が残されている。本町は、西海岸では唯一と言えるほど多くのアイヌ資料を残す貴重な地域となっている。また、旧下ヨイチ運上家^{きゅうしもよいちうんじょうや}は、唯一現存する運上家となっている。この林家に残された古文書には、当時のアイヌの人々の日々の仕事や生活の様子を知ることができる貴重な資料となっており、林家の古文書620点が町指定文化財となっている。また、松前藩16代藩主昌広に仕えた早坂文嶺のアイヌ絵の中の、義経のエゾ地伝説を描かれていた「武者のぼり」は、旧下ヨイチ運上家に所蔵され、町指定文化財となっている。

アイヌの人々は古くからシャチを沖の神（レプンカムイ、余市ではカムイギリ）、ヒグマを山の神（キムンカムイ）として敬っており、本町の豊浜神社には、シャチの頭骨が奉納されており、この高台で神への祈り（カムイノミ）をしていたと伝えられている。よいち水産博物館には、このシャチの頭骨や木彫りのカムイギリが残されている。

この水産博物館の前庭に「^{いぼしほくと}違星北斗」の歌碑があり、違星北斗は余市に生まれたアイヌ民族の歌人であり、上京後には、アイヌ語研究の創始者であった金田一京助と交流を深め、北海道に帰ってからは、アイヌの人々の地位向上に尽力した。北斗がよんだ短歌は、歌誌『志づく』で特集が組まれた。27歳という若さで結核で亡くなったが、「情熱のアイヌ青年詩人」といわれた。

本町にアイヌ協会はないが、アイヌ文化や歴史に係る文化財は多数残されており、町

民や本町を訪れる方々にアイヌ文化に対し理解をしてもらう取り組みを積極的に行い、本町に存する地域の文化財に込められた歴史的ストーリーを通じ、アイヌか否かを問わず、地域としてアイヌ文化に愛着や誇りを持ち、アイヌの人々が自らのルーツに誇りを持って生きられる社会を実現することが重要である。

※アイヌ文化等関連施設

・ よいち水産博物館

所在：余市町入舟町２１番地

現況：昭和４４年６月開館

・ 国指定史跡重要文化財旧下ヨイチ運上家

所在：余市町入舟町１０番地

現況：昭和４６年１２月重要文化財指定、昭和４８年７月史跡指定、昭和５５年５月開館

（２）アイヌ施策推進地域計画の目標

アイヌ文化等の次世代への継承を確実なものとするとともに、地域に存するアイヌ文化等を発信し、本町のアイヌ文化や歴史の理解促進と地域の産業振興を活発化させ、魅力ある地域社会の形成を目標とする。

（３）数値目標

事業	アイヌ文化の保存 又は継承に資する 事業/観光の振興 その他の産業の振 興に資する事業	アイヌの伝統等に関 する理解の促進に資 する事業/観光の振興 その他の産業の振興 に資する事業	観光の振興その他の 産業の振興に資する 事業
KPI	よいち水産博物館 来館者数	旧下ヨイチ運上家 来館者数	アイヌ文様ラッピング 車両の利用者数
令和２年度	-	-	-
令和３年度	3,330 人/年間	4,540 人/年間	-
令和４年度 (中間目標)	3,480 人/年間	4,740 人/年間	-
令和５年度	3,550 人/年間	4,830 人/年間	1,440 人/年間（実証 運行）
令和６年度 (最終目標)	3,780 人/年間	5,140 人/年間	1,740 人/年間 (本格運行)

4 アイヌ施策の推進に必要な事業に関する事項

4-3 観光の振興その他の産業の振興に資する事業

■アイヌ文化財保存・普及啓発事業

- ・ 本町で多数発掘されたアイヌ文化に関わる文化財について、保存場所も展示場所もなく、適切な保存環境の整っていないよいち水産博物館で保管することしかできなかったが、アイヌ文化という世界的に見ても貴重な文化財を適切に保存・展示するために、よいち水産博物館を一部改修・修繕し、保存に適した収蔵庫と展示スペースを確保する。適切に保存することで文化財の価値が保たれ、展示することで貴重なアイヌの文化を情報発信し、白老町にウポポイがオープンし道外や国外からの入込客が見込まれるタイミングで、普及啓発を図る。

■アイヌの歴史や伝統の継承に関する理解を促進する事業

- ・ 江戸時代、アイヌ民族との交易を請け負った商人が拠点とした施設が運上家であり、本町にある旧下ヨイチ運上家が、現存する唯一の運上家である。旧下ヨイチ運上家には、文化価値の高いアイヌの風俗画や古文書が620点余り残されているが、これまでは適切な設備がないため展示されなかった経緯がある。運上家に展示できる設備を整備し、常設展示の機能を強化するだけでなく定期的な特別展などで展示機会を増やすことにより、アイヌの歴史や伝統等の理解を深めることを支援し、次世代へ継承していくことへと繋げていく。

■定額タクシーによるアイヌ関連施設を巡る観光ルート周遊事業

- ・ 本町は、年間100万人超の観光入込があり、白老町にウポポイがオープンし道外や国外からのアイヌ文化に興味のある観光客が見込まれるこの機会に、よいち水産博物館と旧下ヨイチ運上家を定額タクシーの観光周遊ルートとして設定する。

当地域は交通手段が脆弱で、両施設とも公共交通機関の利用に不便な場所にあるが、定額の料金を低く設定することにより観光タクシーの利用促進を図るとともに、アイヌ文化の理解促進や普及啓発を目指す。その際、タクシーの車両にアイヌ文様のステッカーを貼り、車内にはアイヌ文化のパンフレットを置くことにより、相乗効果を図る。アイヌ文様のデザインは町内の高校出身であるアイヌアーティストに依頼する。

作成するアイヌ文様のデザインは、観光タクシーのステッカーに使用するほか、アイヌ関連施設、パンフレットなど幅広く活用することで、本町のアイヌ文化発信のシンボルとする。

■アイヌ関連施設観光サイン整備事業

- ・ 本町は旧下ヨイチ運上家やよいち水産博物館といったアイヌ関連の施設を有しているが、両施設は観光ルートや町民の生活動線から離れた立地となっている。町民や観光客に対し施設の機能や存在を認知してもらうため、町内各所に案内看板等を設置し、両施設がもつアイヌ文化の理解促進や普及啓発の機能を最大限活用する。

■アイヌ文化拠点施設検討事業

- ・ 本町の道の駅は、駐車場の半分以上が民間からの借地となっていたが、令和2年度から借りることができなくなり、道の駅としての機能を維持できないことから、今後において、平成30年に開通した高速道路の余市インターチェンジ付近に、新たに道の駅を整備する予定である。本町の新たな観光拠点となる道の駅にアイヌ文化の情報発信機能を付与し、町のアイヌ文化の発信拠点の一つにしたいと考えており、道の駅とアイヌ文化をどのように融合できるか調査を行う。調査の結果を受け、道の駅施設内に建設を予定している交流施設の中にアイヌ文化関連展示等の設備を整備し、アイヌ文化の普及啓発やアイヌ文化を尊重する社会の実現に資する。

■アイヌ文様ラッピング車両整備事業

- ・ 本町の市街地と郊外地を結ぶ交通手段を確保するため、新規に10人乗り程度のワゴン車両を整備し、この車両にアイヌ文様のラッピングを施して運行する。
- ・ アイヌラッピング車両は、新たにアイヌ文化の発信拠点となる新・道の駅やワイナリーといった観光スポットだけでなく、市街地の生活館の機能を有した施設を運行路線に組み込むことで、観光客の誘客に寄与するほか、アイヌの人々のコミュニティ活動の安定化・活性化といった生活の利便性を確保することができる。併せて、車内に設置する予定のPRパンフレット等により、日常的にアイヌ文化への理解促進、普及振興を図る。

5 計画期間

アイヌ施策推進地域計画認定の日から令和7年3月31日

6 法第15条第1項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費、

(2) 地域・産業振興事業

事業内容：4－3と同じ

事業期間：令和2年度～令和6年度（事業スケジュールを添付）

事業費：46,608千円

7 アイヌ施策推進地域計画が法第 10 条第 9 項各号に掲げる基準に適合すると認められる理由、

(1) 「アイヌ施策の意義及び目標」と適合性 (第 1 号基準)

「アイヌ施策の意義及び目標」に適合したアイヌ施策の推進を図るために必要な事業の記載 (第 2 号基準)

■ 4-3 に記載する事業は、観光振興によるアイヌの歴史文化への敬意と社会的・経済的地位の向上を図り、アイヌの人々が誇りを持って暮らせる共生社会の実現に寄与するものである。

(2) 反社会的勢力やその関係者 (以下「反社会的勢力等」という。) の関与の可能性 (第 2 号基準)

余市町では「余市町暴力団排除条例」に基づき暴力団関係事業者を排除するための必要な措置を講じており、4 の事業について反社会的勢力等の関与はない。

(3) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。(第 3 号基準)

■事業の実施主体の特定

6 で記載の事業については、すべて余市町が事業主体である。

■事業実施スケジュールの明確性

6 で添付の事業スケジュールのとおり明確となっている。

■地域住民の意見聴取

計画策定にあたり、余市町郷土研究会等に意見を伺ったところ、反対意見はなかった。

8 目標の達成状況に係る評価に関する事項

(1) 目標の達成状況に係る評価の手法

3 に掲載する K P I の実数値を公表する。

また、事業を実施する部局以外の役場管理職員で構成する評価委員会により、目標の達成状況等計画の検証を行い、事業の効果的な実施を目指す。

(2) 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

時期：毎年 4 月末

内容：計画期間における各年度の数値目標の達成状況について、次年度の 5 月に事業を実施する部局以外の役場管理職員で構成する評価委員会からの意見に基づき翌年度以降の取組方針を決定する。

(3) 目標の達成状況に係る評価効果の公表の方法

目標の達成状況に係る評価結果については、余市町ホームページに公表する。

9 法第 10 条第 4 項に規定する事項を記載する場合には、法第 10 条第 4 項に規定す

る事業の実施により採取する林産物の種類、当該林産物を採取する場所、当該事業の
必要性その他の内閣総理大臣が必要と認める事項

なし

10 法第 10 条第 5 項に規定する事項を記載する場合には、内水面さけ採捕事業を実施
する期間、当該内水面さけ採捕事業に使用する漁具その他の内閣総理大臣が必要と認
める事項

なし